

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

公布された条例のあらまし

◇罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

一 次の条例の罰金の多額を引き上げることとした。 (第一条)

第八条、第十条、第十三条(関係)

◆条

例

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(広報文書課)

職員の育児休業等に関する条例(人事課)

鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する等の条例(自然保護課)

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(児童家庭課)

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(農業改良課)

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(耕地課)

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(警務課)

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(〃)
鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例(広報文書課)

目次

次

条 例 名	現 行	改 正 後	額
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	一万円以下	二万円以下	

鳥取県統計調査条例

ふぐの取扱等に関する条例

八千円以下	一万円以下	二万円以下
三千円以下	四千円以下	五千円以下

鳥取県魚介類行商条例

鳥取県飼い犬管理条例

鳥取県公害防止条例(騒音に関する規制及び屋外における)	五万円以下	三万円以下	二万円以下
	十万円以下	十万円以下	三万円以下

燃焼行為に関する規制に係るもの。)

二 条例の罰則の廃止（第九条関係）

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の木材業者等の登録に係る罰則を廃止することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例

一趣旨(第一條關係)

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に關し必要な事項を定めるものとすることとした。

二 育兒休業

1 育児休業をすることができない職員（第二条関係）

次に掲げる職員は育児休業をすることができないものとす

→ 非常勤職員

(二) 臨時的に任用される職員

	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	二万円以下	五万円以下
金属屑業条例		五万円以下	十万円以下
三万円以下	一万円以下	二万円以下	
	五万円以下		

(三) 育児休業の承認を請求する日から起算して一年以内に任

期が満了する職員及び定年により退職することとなる職員

(四) 定年の特例により勤務を延長されている職員

(五) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が

育児休業をしている職員

(六) 育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該

職員

2 再度の育児休業をすることができる特別の事情(第三条関係)

次に掲げる場合は、当該一歳に満たない子について再度の育児休業ができるものとすることとした。

(一) 育児休業をしている職員が産前の義務免除若しくは特別休暇を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の義務免除若しくは特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

(二) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(三) 配偶者が負傷又は病気により入院したこと等育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより再度の育児休業をしなければ養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

3 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情(第四条関係)

配偶者が負傷又は病気により入院したこと等育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより育児休業の期間の再度の延長をしなければ養育に著しい支障が生じることとなつた場合は、育児休業の期間の再度の延長ができるものとすることとした。

4 育児休業の承認の取消事由(第五条関係)

育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつた場合は、育児休業の承認を取り消すものとすることとした。

5 職務復帰後の給与等の取扱い(第六条、第七条関係)

(一) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業の期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、給料月額を調整し、又は昇給期間の短縮をすることができるものとすることとした。

(二) 育児休業の期間の二分の一の期間を退職手当の計算の基礎となる在職期間から除算するものとすることとした。

三 部分休業

1 部分休業をすることができない職員(第八条関係)

次に掲げる職員は部分休業をすることができないものとすることとした。

(一) 非常勤職員

部分休業により養育しようとする子について、配偶者が

育児休業をしている職員

(三) 職員が部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合の当該職員

2 部分休業の承認（第九条関係）

部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様等から必要とされる時間について三十分を単位として行うものとすることとした。

3 給与の減額（第十条関係）

職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。

4 部分休業の承認の取消事由（第十一条関係）

部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつた場合は、部分休業の承認を取り消すものとすることとした。

四 人事委員会規則への委任（第十二条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

五 施行期日等

1 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

2 育児休業に係る給与等に関する条例を廃止することとした。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、

社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行日前の期間に係る給与等の取扱いについては、従前の例によることとした。

3 育児休業給の月額は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき算定される掛金の額の合計額とするとした。

4 その他育児休業給の支給について所要の規定を設けることとした。

5 次の条例について、職員の育児休業等に關し所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (二) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

◇鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する等の条例

- 一 鳥取県自然環境保全審議会の委員の定数を四十人以内（現行二十七人以内）に増やすこととした。（第一条関係）
- 二 鳥取県温泉審議会条例を廃止することとした。（第二条関係）
- 三 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

- 一 衛生用品に関する事項

1 自動販売機による衛生用品の販売の自主規制（第十二条関係）

衛生用品の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する

る施設及びその周辺においては、自主的に自動販売機によつて衛生用品を販売しないよう努めなければならないこととした。

2 衛生用品の自動販売機からの除去等の要請（第十七条の二関係）

知事は、自動販売機による衛生用品の販売が青少年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用品を販売する者に對して、当該衛生用品の除去その他必要な措置をとるよう要請することができることとした。

二 図書類に関する事項

1 自動販売機による図書類の販売の届出等（第十二条の二関係）

(一) 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、自動販売機ごとにその氏名、住所、設置場所等を知事に届け出なければならないこととした。

(二) (一)の事項に変更があったときは、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(三) 届出をした自動販売機にその氏名等を表示しなければならないこととした。

2 自動販売機に収納された有害図書類に係る措置命令（第十七条関係）

知事は、有害図書類を自動販売機に収納した者等に対し、有害図書類の除去等の措置をとるべきことを命ずることとした。

三 償金の額の引上げ等（第二十六条関係）

1 自動販売機に収納された有害図書類に係る措置命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処することとした。

2 青少年に對し、みだらな性行為をした者等に對して科する罰金の多額を三十万円（現行五万円）に引き上げることとした。

4

3 図書類の販売又は貸付けを業とする者で、有害図書類を青少年に販売したもの等に對して科する罰金の多額を二十万円（現行三万円）に引き上げることとした。

4

4 青少年が刑罰法令に触れる行為等を行ふことを知つて、深夜に青少年を連れ出した者等に對して科する罰金の多額を十萬円（現行一万円）に引き上げることとした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

ただし、二の2及び三は、平成四年五月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

一 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の試験区分を廃止し、改良普及員資格試験に統合することとした。（

第二条関係）

二 改良普及員資格試験の筆記試験の項目を改めることとした。（第三条関係）

三 改良普及員資格試験の受験資格者に、農業又は家政に関する課程の大学院を修了した者及び大学において生物等に関する正規の課程を修め一定の科目を履修した者を加えることとした。

(第四条関係)

四 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 題名の改正

題名を「鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例」に改めることとした。

二 県立農業講習施設の組織改正（第二条、第四条関係）

1 県立果樹野菜技術講習所の名称等を次のとおり変更することとした。

名 称	位 置	目 的
鳥取県立 園芸技術 研修所	東伯郡 大栄町	園芸に必要な専門的な知識及び技術を授け、先導的な農業者及び農業技術指導者の養成を行うこと。
鳥取県立 畜産技術 研修所	赤崎町	畜産に必要な専門的な知識及び技術を授け、先導的な農業者及び農業技術指導者の養成を行うこと。
2 県立畜産講習所に県立中小家畜講習所を統合し、その名称等を次のとおり変更することとした。		

三 施行期日
この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

一 負担金を元利均等年賦支払の方法により徴収する場合の利率を次のとおり改めることとした。（第四条関係）

区 分	現 行	改 正 後	
		年六・五パーセント	年五・五パーセント
平成元年三月三十一日までの事業に係る負担金	年六・五パーセント	年五・五パーセント	

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

一 警察官の階級別定員を次のとおり改めることとした。（第二条関係）

階 級	現 行		改 正 後	
	定 員	員	定 員	員
警 視	四四人	四六人	四四人	四六人
警 部	八六人	九一人	八六人	九一人
警 部補・巡査部長	五一二人	五二七人	五一二人	五二七人
巡 査	四七八人	四五六人	四七八人	四五六人

二 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

一 刑事部の所掌事務に暴力団対策に関する加えることとした。(第四条関係)

二 警衛に関する事務を防犯部から警備部に移管することとした。(第四条の二、第五条関係)

三 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

一 使用料及び手数料の額の引上げ(第一条と第三十四条関係)

次の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。

1 行政財産の使用に係る使用料

2 納税証明書の交付申請に係る手数料

3 免税軽油使用者証の交付に係る手数料

4 軍歴証明に係る手数料

5 県立境港通勤寮並びに県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料並びに県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園における使用料及び手数料

6 県立保育専門学院の入学選抜手数料、入学料及び授業料

7 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許に係る手数料

8 魚介類行商の許可の申請等に係る手数料

9 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所における試験等に係る使用料及び手数料

27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 興行場の営業の許可の申請に係る手数料

死亡獣畜取扱場の設置等の許可の申請に係る手数料

県立病院の利用に係る使用料及び手数料並びに県立看護婦等養成施設の入学選抜手数料、入学料及び授業料

県立歯科衛生専門学校の授業料、入学選抜手数料及び入学料

県立健康増進センターにおいて行う健康診断等に係る使用料

県立農業大学校の授業料

浄化槽保守点検業者の登録の申請等に係る手数料

鳥取県工業試験場において行う分析等に係る手数料

鳥取県食品加工研究所において行う分析等に係る手数料

県立農村総合研究所の利用に係る使用料

鳥取県農業試験場において行う土壤等の分析等に係る手数料

21 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の受講に係る手数料

22 木材業者及び製材業者の登録に係る手数料

23 県営境港水産物地方卸売市場の会議室等の利用に係る使用料

24 県立境港水産会館の会議室等の利用に係る使用料

25 建設業の許可の証明等に係る手数料

26 屋外広告物の表示等の許可の申請に係る手数料

27 港湾施設の使用に係る使用料

28 県営鳥取空港内の建物その他の施設の使用に係る使用料
29 県立高等学校の授業料、入学料及び入学選抜料並びに県立

幼稚園の授業料及び入園料

30 県立生涯学習センターの施設使用料

31 県立博物館における通常展示の入館料及び展示室等使用

料

32 自動車保管場所の証明書の再交付に係る手数料
33 自動車等の運転適性検査に係る手数料
34 その他(第二十五条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
三 施行期日等

1 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

ただし、一の27については、同年五月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

鳥取県条例第五号

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)
罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改

正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「一万円」を「二万円」に改める。

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第二条 鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の一

部を次のように改正する。

第十条中「八千円」を「十万元」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第三条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「一万円」を「三万円」に改める。

第十四条中「八千円」を「三万円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第四条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一

部を次のように改正する。

第十三条中「八千円」を「二万円」に改める。

(鳥取県飼い犬管理条例の一部改正)

第五条 鳥取県飼い犬管理条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第八号)の

一部を次のように改正する。

第十一條中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

第六条 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)

の一部を次のように改正する。

第六十三条中「、第四十三条第一項又は第五十四条第二項」を「又は
第四十三条第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 第五十四条第二項の規定による命令に違反した者は、
一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中

「五万円」を「二十万円」に改める。

第六十五条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第六十六条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「、第三
十六条又は第四十八条第一項」を「又は第三十六条」に改め、同条第三
号を削る。

第六十六条の次に次の二条を加える。

第六十六条の二 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した者(第三章第三節及び第四節に規定する規制に関する同項の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。)は、十万円以下

の罰金に処する。

第六十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処
する。

一 第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
た者

二 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十八条の三第二項又

は第五十八条の五第二項の規定による命令に違反した者

第六十七条第二号中「忌避した者」の下に「(第三章第三節及び第四
節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽
の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者に限る。)」を加える。

第六十八条中「前五条」を「前八条」に改める。

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

第七条 鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第一号)の

一部を次のように改正する。

第十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第十四条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第十五条中「八千円」を「三十万円」に改める。

(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)

第八条 鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一
号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「二十万円」を「五十万円」に改める。
 第三十八条から第四十条までの規定中「十万円」を「三十万円」に改める。

（鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正）

第九条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とする。
 （鳥取県屋外広告物条例の一部改正）

第十条 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第十八条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第九条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前二条」を「前三条」に改める。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第十一条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第七条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第八条中「一万円」を「三十万円」に改める。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）

第十二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十三条 金属屑業条例（昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「三万円」を「五万円」に改める。

第十八条及び第十九条中「一万円」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第九条第一項及び第二項並びに附則第五条第二項の規定に基づき、職員の育児休業等に關し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
- 二 臨時的に任用される職員

三 育児休業の承認を請求する日から起算して一年以内に任期が満了する職員及び職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第一条の規定により退職することとなる職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員

五 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、

次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）第二条の規定による職務に専念する義務の免除（以下「義務免除」という。）のうち人事委員会規則で定めるもの又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）第六条の規定による休暇（以下「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを承認され、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該義務免除若しくは当該特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

二 育児休業をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 配偶者が負傷又は病氣により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は病氣により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつたこととする。

(職務復帰における給与等の取扱い)

第六条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第七条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第

五十一号）第九条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(部分休業をすることのできない職員)

第八条 育児休業法第九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業)

第九条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（義務免除のうち人事委員会規則で定めるもの又は特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員については、二時間から当該義務免除の時間又は当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

第十条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十六条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十一條 第五条の規定は、部分休業について準用する。

(人事委員会規則への委任)
附 則

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等)

2 育児休業に係る給与等に関する条例（昭和五十一年四月鳥取県条例第二十四号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及

び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律（平成三年法律第二百二十一号）による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（育児休業給）

3 育児休業法附則第五条第二項に規定する育児休業給（以下「育児休業給」という。）の月額は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十四条第三項の規定に基づき算定される掛金の合計額に相当する額とする。

4 前項に定めるものほか、育児休業給の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

5 職員に育児休業給が支給される間、職員の給与に関する条例第二条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「減額して」の下に「給与を」を加え、同条に次の二項を加える。

2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号。以下「育児休業法」という。）第九条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十八条の二 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児

かわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十六条を次のように改める。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第十六条 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第十六条の規定にかかわらず、育児休業法附則第五条第二項に規定する職員には、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「勤務しない時間」を「勤務しない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号。以下「育児休業法」という。）第九条に規定する部分

休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第十八条の二 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県自然環境保全審議会条例の一部改正)

第一条 鳥取県自然環境保全審議会条例(昭和四十七年十月鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十七人」を「四十人」に改める。

(鳥取県温泉審議会条例の廃止)

第二条 鳥取県温泉審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十六号)

は、廃止する。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十二条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 衛生用品(薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)別表第二に掲げる衛生用品をいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自主的に自動販売機によつて衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(自動販売機による図書類の販売の届出等)

第十二条の二 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ、自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 自動販売機の設置場所

三 自動販売機の設置予定年月日

四 自動販売機に収納する図書類の種類

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号若しくは第四号に掲げ

る事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書類の販売を廃止したときは当該変更又は廃止の日から十五日以内に、同

項第二号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、規則で定める事項をその届出に係る自動販売機に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をした者についても、同様とする。

第十七条に次の二項を加える。

4 知事は、第一項の規定に違反した者又は第二項の規定に違反している者に対し、有害図書類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章中第十七条の次に次の二項を加える。

(衛生用品の自動販売機からの除去等の要請)

第十七条の二 知事は、衛生用品が自動販売機によつて販売されている場合において、自動販売機による衛生用品の販売が青少年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用品を販売する者に対して、当該衛生用品の除去その他必要な措置をとるよう要請することができる。

第二十六条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第四項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十条の規定に違反した者

二 第二十六条第二項中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三項中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の二の規定は、この条例の施行の際、現に自動販売機により改正後の条例第十条第二項に規定する図書類を販売する者についても適用する。この場合において、改正後の条例第十二条の二第一項中「あらかじめ」とあるのは「平成四年四月三十日まで」と、

（経過措置）

同項第一号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

2 この条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の二の規定は、この条例の施行の際、現に自動販売機により改正後の条例第十条第二項に規定する図書類を販売する者についても適用する。この場合において、改正後の条例第十二条の二第一項中「あらかじめ」とあるのは「平成四年四月三十日まで」と、

鳥取県条例第九号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第五十

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第五十

(試験の回数)

第二条 試験は、毎年一回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に試験を行うことができる。

第三条第一項中「農業（生活改良普及員資格試験にあつては、家政（生活を含む。）。以下同じ。）」を「農業又は家政（生活を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「及び選択項目」を「、基礎選択項目及び専門選択項目」に改める。

第四条第一項第一号中「短期大学において農業」を「短期大学において農業又は家政」に、「財團法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者」を「財團法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業（大学院における修了を含む。以下同じ。）した者」に改める。

第四条第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「農業に」を「農業又は家政に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「農業に」を「農業又は家政に」に、「果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程」を「果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程」に、「農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程」を「旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 学校教育法による大学において生物、化学、機械、土木、建築、保健、法律、経済、経営、社会若しくは教育に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者で、知事が別に定める履修基準を満

たしたもの

第四条第二項を削る。

第五条第二項中「農業」を「農業又は家政」に改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県条例第十号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県立農業講習施設」を「鳥取県立農業技術研修施設」に改める。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 鳥取県立農業技術研修施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称 位 置

田 的

鳥取県立園芸技術研修所	東伯郡 大栄町
鳥取県立畜産技術研修所	東伯郡 赤崎町

園芸に必要な専門的な知識及び技術を授け、先導的な農業者及び農業技術指導者の養成を行うこと。

施 設 の 名 称	修 業 年 限
鳥取県立園芸技術研修所	一年以内
鳥取県立畜産技術研修所	一年以内

第四条の表を次のように改める。

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

第四条第一項中「年六・五パーセント」の下に「(平成元年四月一日以後に国営干拓事業に要する費用の額に応ずる負担金の部分にあつては、年五パーセント)」を加える。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四四人」を「四六人」に、「八六人」を「九一人」に、「五二二人」を「五二七人」に、「四七八人」を「四五六人」に改める。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県条例第十一号

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「年六・五パーセント」の下に「(平成元年四月一日以後に国営干拓事業に要する費用の額に応ずる負担金の部分にあつては、年五パーセント)」を加える。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四四人」を「四六人」に、「八六人」を「九一人」に、「五二二人」を「五二七人」に、「四七八人」を「四五六人」に改める。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

四 暴力団対策に関すること。

第四条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五条第三号中「警護」を「警衛及び警護」に改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。

一 土地

区 分	使 用 料	額	電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合	
			電気通信事業法施行令(昭和六十一年政令第十五号)別表第一に定める額	電気通信事業法施行令(昭和六十一年政令第十七号)別表第一に定める額
水道事業、ガス事業等のため使用させる場合	ハンドホール又はマンホール	一個につき	基準額に三・三を乗じて得た額	基準額に三・三を乗じて得た額
その他の場合	その他もの	外径が○・三メートル未満のもの 外径が○・三メートル以上五メートル未満のもの 外径が○・五メートル以上五メートル未満のもの 外径が○・五メートル以上五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき 長さ一メートルにつき 長さ一メートルにつき 長さ一メートルにつき	基準額に○・三を乗じて得た額 基準額に○・三を乗じて得た額 基準額に○・三を乗じて得た額 基準額に○・三を乗じて得た額
年単位で使用面積一トントリ	年単位で使用面積一トントリ	基準額	基準額に○・五を乗じて得た額	基準額に○・五を乗じて得た額
基準額	基準額			

別表の二中「四、三八〇円」を「五、二八〇円」に、「七円」を「八円」に、「三円」を「四円」に、「一、六六〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、一三〇円」に、「二九〇円」を「三五〇円」に改め、同表の備考七中「(備考六を除く。)」を「(備考七を除く。)」に改め、同表の備考中七を八とし、六を七とし、五を六とし、四を五とし、三の次に次のように加える。

四 「基準額」とは、使用する土地の一平方メートル当たりの価格(許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相続税課税標準価格等を勘案して知事が別に定める額をいう。)に百分の四を乗じて得た額をいう。

(鳥取県税条例の一部改正)

第一条 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「三百五十円」を「四百円」に改める。

(軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部改正)

第三条 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例(昭和三十一

年六月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三百五十円」を「四百円」に改める。

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)

第四条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五百五十円」を「六百円」に改める。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九

年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万八千三十円」を「一万八千六百四十円」に改める。

別表第一中「一、五四〇円」を「一、七五〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、三九〇円」に改める。

別表第三中「一三九、六三〇円」を「一四八、八〇〇円」に、「一三

八、六三〇円」を「一四七、八〇〇円」に、「一四〇、六三〇円」を「一四九、八〇〇円」に改める。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九

年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三千二百円」を「三千三百円」に改める。

第五条第二項中「四千円」を「四千六百円」に改める。

第六条第二項中「七千八百円」を「八千六百円」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第七条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二

号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「千八百円」を「二千六百円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第八条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一

部を次のように改正する。

第八条第一号中「一千二百二十円」を「一千二百七十円」に改め、同条第

二号中「六百十円」を「六百五十円」に改める。

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に關する条例の一部改正)

第九条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区	分	金額
一 予防接種	一人一回につき	五三〇円
二 BCG経皮接種	一人一回につき	五三〇円
二 歯科診療	一人一回につき	七〇円
(一) 弗化ナトリウム又は磷酸弗化ナトリウム塗布	一人一回につき	一九〇円
(一) イオン・トレー法	一人一回につき	一九〇円
三 環境衛生試験		
1 室内環境試験		
(一) 空気試験		
(1) 検知管法によるもの	一成分につき	四一〇円
(2) その他のもの	一成分につき	一〇七〇円
(二) じんあい成分試験	一成分につき	三、三〇〇円
(三) じんあい量測定	一測点につき	四一〇円
(四) 落下細菌数測定	一測点につき	五一〇円
(五) 照度、紫外線等測定	一測点につき	五九〇円
2 大気試験		

(一) 大気中ガス試験

(1) 検知管法によるもの

(2) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの

(3) その他のも

(一) 降下ばいじん又は粉じん

(2) 成分試験

(一) 降下ばいじん又は粉じん

量測定

(一) ばい煙測定

(一) 悪臭物質測定

(1) 比色法によるもの

(2) その他のもの

(一) 騒音又は振動測定

(一) 周波数測定

(一) その他のも

一成分につき

一成分につき

一成分につき 八、五四〇円

一成分につき 二、八一〇円

一成分につき 七三〇円

一測点につき 七、四〇〇円

一成分につき 三、三四〇円

一成分につき 七、八〇〇円

一成分につき 三、二一〇円

一成分につき 一、四四〇円

一測点につき 四九〇円

一測点につき 四一〇円

一測点につき 一、一二〇円

四 水質試験

(一) 飲用水

(一) 一般試験

(一) 理化学的試験

(2) 細菌学的検査

(一) 成分試験

(1) 定性試験

(2) 定量試験

一成分につき

一件につき

一成分につき 四一〇円

一成分につき 三、二一〇円

一成分につき 一、四四〇円

一成分につき 一、一二〇円

5	(2) 複雑なもの	一成分につき	八、三三〇円
5	器具又は容器包装試験	一成分につき	一、三、九五〇円
(1)	規格基準試験	一件につき	一、七四〇円
(1)	(1) ポリ塩化ビニル製品	一件につき	四、四三〇円
(2)	(2) その他のもの	一件につき	五、四一〇円
(2)	物理的試験	一件につき	八二〇円
(3)	化学的試験	一成分につき	一、六五〇円
(4)	細菌学的検査	一件につき	一、二三〇円
6	おもちや又は洗浄剤試験	一件につき	一、二、二九〇円
(1)	成分規格試験	一成分につき	四、八八〇円
(1)	その他の試験	一件につき	四、六八〇円
6	鉱泉又は温泉試験	一件につき	五、五六〇円
6	鉱泉又は温泉試験	一件につき	三六、一五〇円
7	放射能試験	一件につき	四三〇円
1	ラドン測定	一件につき	五、二六〇円
2	定量試験	一件につき	四、二九〇円
1	(1) 小分析	一件につき	五、二六〇円
1	(2) 中分析	一件につき	三六、一五〇円
2	放射能試験	一件につき	四三〇円
1	空間線量測定	一件につき	一九、二五〇円
2	全放射能測定	一件につき	一、五六〇円
3	薬品試験	一件につき	四、一七〇円
3	定性試験	一件につき	一、四九〇円
3	定量試験	一件につき	一、四九〇円
九	衛生材料又は医療用具規格試験	一件につき	一、四九〇円

十	化粧品試験	一通につき	一、三、九五〇円
1	原料基準規格試験	一通につき	一、三、九五〇円
2	定性試験	一通につき	一、七四〇円
3	定量試験	一通につき	四、四三〇円
十一	ウイルス検査	一通につき	六、六〇〇円
十二	分離同定検査	一種目につき	六、六〇〇円
十三	その他の試験又は検査	その都度知事が定める額	
十三	文書	一通につき	
1	診断書	一通につき	四一〇円
2	試験成績書	一通につき	四一〇円
2	(1) 鉱泉又は温泉試験成績書	一通につき	四一〇円
2	(2) その他の試験成績書	一通につき	四一〇円
3	証明書	一通につき	四一〇円

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第十一条 鳥取県興行場法施行条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第十二条 鳥取県化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「一万五千円」を「一万六千円」に改め、同条第二号中「二万三千円」を「二万四千円」に改め、同条第三号中「七千四百円」を「八千百円」に改める。

(鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第十二条 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「二千二百円」を「二千三百円」に改める。

第十二条第二項中「四千円」を「四千六百円」に改める。

第十二条第二項中「七千八百円」を「八千六百円」に改める。

別表第一の一を次のように改める。
二 分べん料

区	分	金	額
単胎の場合	午前八時三十分から同日の午後五時までの間の分べん	六万五千円	
	午前五時から同日の午前八時三十分までの間及び午後五時から同日の午後十時までの間の分べん	七万八千円	
多胎の場合	午後十時から翌日の午前五時までの間の分べん	九万一千円	
二児目以降の分べん			

別表第一の三中「六千六百円」を「七千六百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に改める。

一通につき三千五

一通につき二

一通につき三

一通につき三

一通につき三

一通につき三

別表第一の表中「千五百円」を「千七百円」に、

一通につき三千五

一通につき三

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十三条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「七千八百円」を「八千六百円」に改める。

第五条第二項中「三千二百円」を「二千三百円」に改める。

第六条第二項中「四千円」を「四千六百円」に改める。

平成4年3月24日 火曜日

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十四条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「三、二九〇円」を「三、六三〇円」に、「四、一一〇円」を「四、二三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、三九〇円」に、「五、一〇円」を「五七〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三一〇円」に、「一一〇円」を「一一〇円」に改める。

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十五条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「三万円」を「三万三千円」に改め、同条第二号中「三万三千円」を「二万五千円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十六条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

分析	区分	手数料の額
一分	1 定性分析	一成分につき 一、〇三〇円
	(1) 一般定性分析	一成分につき 一、〇三〇円
	(2) 特殊定性分析	一成分につき 一、〇三〇円
(1)	エックス線マイクロアナライザによる	一成分につき 二、六七〇円

分析

(2) エックス線回折装置による分析 一件につき 五、二六〇円

(3) 蛍光エックス線分析装置による分析 一件につき 四、〇五〇円

(4) その他の分析 一件につき 二、〇七〇円

2 定量分析

(1) 一般定量分析 一件につき 一、五九〇円

(2) 特殊定量分析 一件につき 一、五九〇円

(1) 蛍光エックス線分析装置による分析 一成分につき 四、〇五〇円

(2) 原子吸光光度計による分析 一成分増すごとに一、五四〇円を加算する。 一成分につき 一、五四〇円

(3) 炭素・硫黄同時分析装置による分析 一成分につき 一、七五〇円

(4) 電解分析装置による分析 一成分につき 一、七五〇円

(5) その他の分析 一成分につき 三、二九〇円

イ 酒類関係の試験 一成分につき 七、六三〇円

ロ 酵母の培養試験 一件につき 四、四一〇円

甲 計器の比較補正試験 一件につき 三三〇円

乙 紙の試験 一件につき 一、六〇〇円

(1) 引張試験 一件につき 一、六〇〇円

(二) 破裂試験	六六〇円
(三) 引裂試験、耐折試験	一、三三〇円
又は柔軟度試験	一一〇円
(四) 組成試験	一、三三〇円
窯業原料又は窯業製品の試験	八〇〇円
(一) 規格試験	一件につき
(二) 耐火度試験	一件につき
(三) 焼成試験	一件につき
木質材料又は木製品の試験	三一〇円
(一) 材料の強度試験	一件につき
(二) 着接着強度試験	一件につき
(三) 塗膜試験	一件につき
(四) 環境試験	一件につき
(五) 構造物の強度試験	八〇〇円
(六) 木材の物性試験	一、八七〇円 一、六〇〇円 五六〇円 一、六〇〇円 三、四〇〇円
金属の試験	一件につき
(一) 引張試験、曲げ試験	一件につき
又は圧縮試験	一、一一〇円
(1) 油圧型試験機によるもの	六、八〇〇円
インストロン型試験機によるもの	一一〇円
高温試験	一件につき
一件につき	六、九〇〇円
八 低温試験	一、二二〇円
ハ 抗折試験	一、三三〇円
(二) 衝撃試験	四、一〇〇円
(三) 硬度試験	一、五六〇円
(四) 疲労試験	一、六〇〇円
(五) 内摩耗試験	五三〇円
(六) エリクセン試験	五三〇円
(七) 非破壊試験	五三〇円
(八) 磁気探傷試験	一、三三〇円
(九) 超音波探傷試験	三、九七〇円
(十) エックス線透過試験	五、三五〇円
表面処理試験	一、〇一〇円
(一) 塩水噴霧試験	長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき
(二) 促進耐候性試験	三、九七〇円
(三) めつき付着量試験	五、三五〇円
繊維製品の試験	二、七五〇円
(一) 引張試験	二、七五〇円
(二) 収縮率試験	三、三四〇円
(三) 染色堅牢度試験	二、四一〇円
その他の試験	二、二七〇円
その都度知事が定める額	二、四一〇円
色の測定	八〇〇円
金属の精密測定	一、八七〇円
長さ又は角度の測定	一一〇円
定 測	一一〇円
三 測	一一〇円
(一) 一、二七〇円	一一〇円
口 常温試験	一一〇円
件につき	一一〇円

八 明 書 証	七 究 研	六 ンザ イデ 真	五 写	四 加	工	(2) 表面の粗さ又は形状 の測定	一件につき	一、八七〇円
						(3) 三次元測定機による 測定	一件につき	二、二六〇円
						(4) めつき厚さ測定	一件につき	八〇〇円
						(1) 電解式膜厚計によ るもの	一件につき	八、七五〇円
						(2) 顕微鏡によるもの	一件につき	三、八五〇円
						3 機械の振動又は騒音の 測定	一件につき	三、七四〇円
						4 その他の測定	その都度知事が定める額	三、七四〇円
						1 紙葉の製造	一件につき	一、八一〇円
						2 刃物の研磨	一枚につき	八〇〇円
						(1) 機械かんな刃	一枚につき	三、五二〇円
						(2) スライサー刃	一枚につき	三、八八〇円
						3 木材の人工乾燥	一日につき	三、六三〇円
						4 その他の加工	一枚につき	六、二三〇円
						1 顕微鏡写真	一枚につき	二、八一〇円
						2 電子顕微鏡写真	一枚につき	一、九〇円
						3 その他の写真	一枚につき	一、九〇円
						1 平面デザイン	一枚につき	一、九〇円
						2 立体デザイン	一枚につき	一、九〇円
						各種研究	一時間につき	二、八一〇円
						各種研究	その都度知事が定める額	その都度知事が定める額
							一通につき	四一〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第十七条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「九二〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、二六〇円」を「二、九四〇円」に、「一、六四〇円」を「二、一四〇円」に、「八、七五〇円」を「一、三八〇円」に、「九、二七〇円」を「一、一〇五〇円」に、「九、四七〇円」を「二、三一〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二、六六、七八〇円」に、「五、二五〇円」を「六、八二〇円」に、「二、一六〇円」を「三、八一〇円」に、「五、一五〇円」を「六、六九〇円」に、「四、三二〇円」を「五、六二〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、三三〇円」に、「一、八八〇円」を「三、七四〇円」に、「六一〇円」を「八〇〇円」に、「三六〇円」を「四一〇円」に改める。

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十八条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中「五九〇円」を「六七〇円」に、「四四〇円」を「五〇〇円」に、「三九〇円」を「三三〇円」に、「一八〇円」を「二〇〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「七三〇円」を「八二〇円」に改める。(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十九条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「九千八百八十円」を「一万九百五十円」に改める。

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第二十条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一

号) の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）の一部を次のように改める。

2 窒素全量又は尿素性窒素	一成分につき	三、四八〇円
3 アンモニア性窒素、枸溶性燐酸、可溶性燐酸、水溶性燐酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂)	一成分につき	一、六〇〇円
4 硝酸性窒素、燐酸全量又はアルカリ分	一成分につき	二、四一〇円
5 加里	一成分につき	四、〇一〇円
6 硼素、苦土、珪酸、石灰又はマンガン	一成分につき	三、四八〇円
7 灰分	一件につき	二、一四〇円
8 遊離硫酸、亜硫酸又は亜硝酸	一件につき	一、三三〇円
9 硫青酸化物	一件につき	一、六〇〇円
10 ビウレット性窒素、ジシアンジアミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸	一件につき	五、三五〇円
11 アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム又は鉛	一成分につき	五、三五〇円
五 その他の分析	その都度知事が定める額	一通につき
六 各種証明書		四一〇円

(鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部改正)

第二十一条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例(昭和六十二年三月二十四日鳥取県公報第15号)の一部を次のように改正する。

(鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「七円」を「八円」に、「一、〇四〇円」を「一、二三〇円」に改める。

(鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部改正)

第二十五条 鳥取県建設業許可等証明手数料条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の二十三第一項」に、「経営に関する事項の審査」を「経営事項審査」に改める。

月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「三万五千四百円」を「四万四百円」に、「二万三千五百円」を「二万五千三百円」に改める。

(鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正)

第二十二条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第二号中「三千円」を「三千九百円」に改める。

(鳥取県立境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条第一号及び第二号中「三千円」を「三千九百円」に改める。

(鳥取県立境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 鳥取県立境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一、〇四〇円」を「一、二三〇円」に、「七円」を「八円」に改める。

第二条中「三百五十円」を「四百円」に改める。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十

一號) の一部を次のように改正する。

第十条の四第三項中「三千円」を「三千九百円」に改める。

別表の表中

—	—	—
KOOE	1, 100E	
1, 100E	1, 100E	
1100E		
KOOE	1, 100E	
1, 100E	1, 100E	
1100E		

卷

五〇〇日	六五〇日	一、三五〇日	三五〇日	大五〇日	一、一〇〇日
------	------	--------	------	------	--------

〔鳥取県當鳥取至縣〕の設
○四九○錢に改める

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

取扱い条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中ハハハハハハハハを九八四〇〇四に

「四六〇畠」を「一九〇畠」に、「一八〇畠」を「一九〇畠」に

卷之三

תְּבִ�ָה | בְּרִיאָה | תְּבִשָּׁה

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十条 鳥取県立青年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭

卷之三

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第二十七条 烏取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月烏取県条例第六号）の一部を次のようて改正する。

別表の表中「五円五〇銭」を「六円」に、「五円六〇銭」を「六円」

六〇銭」を「一〇円六〇銭」は「五円七〇銭」を「七円八〇銭」に、「四二二円」を「四四一円」に、「九円二〇銭」を「一〇円三〇銭

和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二〇〇円」を「一三〇円」に、「一〇〇円」を「一〇〇円」に、「四一〇円」を「四七〇円」に、「六一〇円」を「七一〇円」に、「三〇〇円」を「三六〇円」に改める。

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第三十一条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、〇六〇円」を「二、一六〇円」に、「八一〇円」を「九〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、一三〇円」に改める。

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十二条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五〇円」を「六〇円」に、「八〇円」を「九〇円」

に、「一五〇円」を「一八〇円」に、「四〇円」を「五〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に、「一一〇円」を「一五〇円」に改め、同表の二

の表中「一八、五〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一六、四八〇円」に、「七、二〇〇円」を「八、一四〇円」に、「七、四一〇円」を「八、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「四、一一〇円」に、

四三〇円に改める。

(鳥取県警察証明等手数料条例の一部改正)

第三十三条 鳥取県警察証明等手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「三百五十円」を「四百円」に改める。

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)

第三十四条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「四一〇円」を「五一〇円」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の規定は、同年五月一日から施行する。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る

授業料の額は、第六条の規定による改正後の鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

会議室	一日につき 一、〇六〇円
半日につき 一、〇三〇円	

会議室	一時間につき
-----	--------

3

施行日の前日に鳥取県立看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第十二条の規定による改正後の鳥取県立病院事業の設置等に関する条例第十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一
部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第十三条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一
部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に鳥取県立農業大学校の養成課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料の年額は、第十九条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第二十九条の規定による改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十四条の二第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程を除く。)に編